

(資料三)

平成二十年六月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例	1
独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例	1
職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	3
島根県県税条例の一部を改正する条例	3
温泉法施行条例の一部を改正する条例	5
島根県手数料条例の一部を改正する条例	5
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	7

平成20年6月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第87号議案

条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県報の発行方法を電磁的方法とするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県報は、電磁的方法により不特定多数の者が島根県報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く方法により発行すること。
- (2) (1)の方法による島根県報の発行は、島根県報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態になったときに行われたものとする。
- (3) 事故その他特別の事情により(1)の方法により島根県報を発行することができないときは、書面をもってその発行に代えることができる。

3 施行期日

平成20年10月1日から施行する。

第88号議案

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例

1 提案理由

独立行政法人緑資源機構が解散し、その業務の一部が独立行政法人森林総合研究所に承継されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例
- (2) 島根県風致地区条例

3 施行期日

公布の日から施行する。

第89号議案

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所の開設に伴い、職員に対して支給する給料及び手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下「診療所」という。）に勤務する職員に適用する給料表を次のとおりとすること。

区 分	給料表
医師	医療職給料表(1)
看護師	医療職給料表(3)

(2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 診療所業務従事手当の新設

手当の内容	手当額
診療所に勤務する職員が島根あさひ社会復帰促進センターの被収容者と接して行う診療又は看護の業務に従事したときに支給する。	医師 1日 2,760円
	看護師 1日 920円

イ 手当の支給対象又は手当額の改正

手当名	改正内容
放射線取扱業務等従事手当	支給対象職員に診療所に勤務する医師又は看護師を追加すること。
医師手当	支給対象職員に診療所に勤務する医師を追加し、その手当額を1月につき90,000円とすること。

ウ 併給禁止規定の新設等

(ア) 給料月額調整額の支給を受ける職員のうち人事委員会規則で定めるものに対しては、同規則で定める特殊勤務手当は支給しないこと。

(イ) 防疫作業等従事手当及び診療所業務従事手当の併給禁止規定の追加

3 施行期日

平成20年10月1日から施行する。

第90号議案

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

財団法人三瓶フィールドミュージアム財団の名称変更に伴い、経営評価の対象法人について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

経営評価の対象法人の名称変更

改正前	改正後
財団法人三瓶フィールドミュージアム財団	財団法人しまね自然と環境財団

3 施行期日

公布の日から施行する。

第91号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴い、法人の事業税の税率について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税については、当分

の間、税率を次のとおりとすること。

ア 資本金等の額 1 億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の1.5 (現行100分の3.8)
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の2.2 (現行100分の5.5)
所得のうち年8,000,000円を超える金額及び清算所得	100分の2.9 (現行100分の7.2)

イ 資本金等の額 1 億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.7 (現行100分の 5)
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の 4 (現行100分の7.3)
所得のうち年8,000,000円を超える金額及び清算所得	100分の5.3 (現行100分の9.6)

ウ 特別法人の所得割の税率

所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.7 (現行100分の 5)
所得のうち年4,000,000円を超える金額及び清算所得	100分の3.6 (現行100分の6.6)

エ 収入金額課税法人の収入割の税率

収入金額	100分の0.7 (現行100分の1.3)
------	---------------------------

(2) 島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成20年10月 1 日から施行する。

第92号議案

温泉法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

温泉法の一部を改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 手数料の新設

区 分	手数料の額
ア 土地の掘削のための施設等の変更の許可	申請 1 件につき24,000円
イ ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可	申請 1 件につき24,000円
ウ 温泉の採取の許可	申請 1 件につき35,000円
エ 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認	申請 1 件につき7,400円
オ 可燃性天然ガスの濃度についての確認	申請 1 件につき7,400円
カ 温泉の採取のための施設等の変更の許可	申請 1 件につき24,000円

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成20年10月1日から施行する。ただし、2の(1)のオについては、平成20年8月1日から施行する。

第93号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

薬事法の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

動物用医薬品の販売等に従事しようとする者の試験、登録等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
登録販売者試験を受けようとする者	14,000円
販売従事登録を受けようとする者	7,100円
販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第94号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限を移譲するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務のうち、次の事務を都市計画区域を有する市町に権限移譲すること。

- (1) 路外駐車場であって自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（以下「特定路外駐車場」という。）の設置の届出の受理
- (2) (1)の届出事項の変更の届出の受理
- (3) 特定路外駐車場の設置及び維持が省令等で定める基準に違反している場合における措置の命令
- (4) 特定路外駐車場を設置する者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問

3 施行期日

平成20年10月1日から施行する。

第95号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 提案理由

景観行政団体である松江市に屋外広告物条例の制定等の権限を移譲するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 屋外広告物法に基づき、松江市が屋外広告物の設置の許可等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとすること。
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
(1)に伴う規定の整備

3 施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。